

大財課第7567号

公示送達書

令和 8年 7月10日

大阪市長

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、当市税事務所に保管していますので、該当者は申し出てください。

同条第3項の規定により、同条第2項の規定による措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

氏名又は名称	
1	土井 房吉
2	佐野 シゲル
3	杉本 六郎
4	三好 藤 (三好 藤 外3名 分)
5	須崎 精康
6	マロン株式会社
7	瀧口 恒美
8	内田 敏春
9	津之浦 京子
10	山内 明一
11	高 仁敬
12	田中 義郷
13	石脇 美智子
14	稲田 光雄
15	山本 千恵子

